

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷十四第

行發日一月四年十和昭

論叢

第三史觀の可能性

文學博士 米田庄太郎

利子論序説

文學博士 高田保馬

時論

地方交付金配分標準としての人口

法學博士 神戸正雄

地方財政の不均衡と其の對策

經濟學博士 汐見三郎

研究

蘇聯國の工業金融制度に就いて

經濟學士 大塚一朗

海上保險に於ける重複保險填補について

經濟學士 佐波宣平

短期清算取引に於ける代行機關の機能

經濟學士 石田興平

說苑

補助貨幣の供給

經濟學士 中谷實

累進稅率決定に關する一方法について

經濟學士 柏井象雄

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

地方財政の不均衡と其の對策

汐 見 三 郎

第一 問題の限定

地方財政調整交付金は、數年前に内務省地方局に於て立案せられたのが最初のものであつたが、其の當時に於ては少くとも明日の問題に止まつてゐたのである。然るに地方財政の不均衡が農村、漁村、山村の不況と結びつくや、地方財政調整交付金は今日の問題と化したのである。地方財政調整法案又は臨時地方財政補整金法案の名の下に議會にて論議せられ、近くは内閣審議會の中心題目たらんとしてゐる。

茲に考ふべきは、地方財政調整交付金の直接の目標は地方財政の不均衡の匡正に存し農業者等の公課負擔の輕減は寧ろ副産物に屬してゐる事である。農村には主として農業者が居住し都會人口の大多數は商工業者が之を占めてゐるから、達觀的に云へば農村財政救済を目標とする地方財政調整交付金が農業者に利益ある事は云ふ迄もない。然し大都會に農業者が住居し小都市町村に商工業者が住居する事があり、同じ農業者であつても地方により負擔の差が著しき事があり、更に農業者と商工業者との負擔關係は寧ろ租稅體系の組織如何により解決すべき問題であるから、地

方財政調整交付金の直接の目的は地方財政の不均衡の匡正に存すると云はねばならぬ。

かくの如く地方財政の不均衡が地方財政調整交付金の必要を齎したものであるが、果して地方財政の不均衡は地方財政調整交付金ののみにより解決せられるものであらうか、或は其他に一層適切な對策が存するものでなからうか。更に之に先立ち地方財政の不均衡は果して存してゐるものか、假に存するとしても如何なる程度に達してゐるのであらうか、先づ地方財政の真相の研究が先決問題となるのである。我國の地方財政は道府縣又は市町村を單位として成立してゐるのであるが、取扱の便宜上本論文に於ては専ら道府縣を單位として地方財政の不均衡を研究する。

第二 地方財政の不均衡

地方財政は地方の經濟力の基礎の上に立脚してゐるのであるから、道府縣財政の研究の前提條件として道府縣の經濟力を測定する必要がある。茲に人口と土地賃貸價格と私有財産と第三種所得と直接國稅負擔額とを道府縣別に示すと、第一表を得る事が出来る。

人口は凡ての經濟生活の基礎をなすものであるから第一に採用する事とした。内閣統計局が最近に試みた昭和五年十月一日の國勢調査の材料によつたのである。土地賃貸價格は私有地の收益力を測定するに必要な材料であつて、茲には大藏省主稅局が大正十五年四月一日現在につき調査した結果を採用した。私有財産は内閣統計局が調査した昭和五年末現在國富推計の材料によつ

府 縣	實 數					指數(道府縣平均を100とす)				
	人 口	土地賃價格	私 有 財 產	第 三 種 所 得	直接國稅負擔額	人 口	土地賃價格	私 有 財 產	第 三 種 所 得	直接國稅負擔額
北海道	2,812,335	25,887	3,553	71,668	6,882	201	70	182	167	109
青森縣	879,914	19,722	850	10,609	1,705	64	54	44	25	27
岩手縣	975,771	19,988	1,102	11,736	1,887	71	54	57	27	30
宮城縣	1,142,784	30,027	1,252	20,610	2,997	83	81	65	48	47
秋田縣	987,706	31,942	1,240	13,552	2,314	72	87	64	32	44
山形縣	1,080,034	34,979	1,358	16,009	3,232	79	95	70	37	52
福島縣	1,508,150	38,003	1,633	17,129	3,067	110	103	84	40	48
茨城縣	1,487,097	45,894	2,076	18,155	3,263	109	124	106	42	29
栃木縣	1,141,737	34,081	1,605	19,899	2,991	83	92	83	46	47
群馬縣	1,186,080	27,978	1,502	20,676	2,658	87	76	77	48	42
埼玉縣	1,459,172	41,550	1,851	22,217	3,487	107	113	96	52	55
千葉縣	1,470,121	46,106	1,922	22,818	3,726	108	125	99	53	59
東京都	5,408,678	180,428	9,933	478,016	81,714	393	487	510	1,106	1,295
神奈川県	1,619,606	38,146	2,481	63,404	8,405	118	103	127	147	133
新潟縣	1,933,326	64,298	2,624	32,612	6,552	149	174	135	76	104
富山縣	778,953	27,369	1,036	16,705	2,791	57	74	53	39	44
石川縣	756,835	23,506	1,062	15,286	2,232	54	64	55	36	35
福井縣	618,144	18,870	951	11,180	1,786	45	51	49	26	28
山梨縣	631,042	13,147	688	9,729	1,290	46	36	33	23	20
長野縣	1,717,118	42,947	2,321	24,692	3,750	126	116	119	57	59
岐阜縣	1,178,405	32,966	1,844	19,032	2,850	86	89	95	44	45
静岡県	1,797,805	38,978	2,791	34,958	4,545	132	106	143	81	72
愛知縣	2,567,413	72,595	4,176	88,498	13,198	186	197	213	206	208
三重縣	1,157,407	32,795	2,047	23,459	4,350	85	89	105	55	68
滋賀縣	1,691,631	26,048	1,089	14,799	2,743	51	71	56	34	43
京都府	1,552,832	41,569	2,131	90,383	9,787	114	113	110	210	155
大阪府	3,540,017	108,498	4,796	250,384	33,995	237	293	245	580	616
兵庫県	2,646,301	79,636	4,198	165,049	20,212	192	216	215	384	320
奈良縣	596,225	16,303	982	13,288	2,021	44	44	51	31	22
和歌山縣	830,748	18,017	1,134	15,917	2,243	61	49	59	37	35
鳥取縣	489,266	13,913	655	8,445	1,154	36	38	34	20	18
島根縣	739,507	22,050	1,008	12,777	2,031	54	60	52	30	32
岡山縣	1,283,962	41,544	1,825	30,963	4,406	94	113	95	72	69
広島縣	1,692,136	40,931	2,271	47,521	5,480	124	111	116	111	86
山口縣	1,135,637	33,924	1,885	30,838	3,835	83	92	97	72	60
徳島縣	716,544	17,873	783	8,534	1,288	52	48	40	20	22
香川縣	732,816	20,387	737	10,807	1,883	53	55	38	25	30
愛媛縣	1,142,122	26,679	1,464	22,632	3,067	83	72	76	53	48
高知縣	718,152	16,584	988	10,546	1,417	52	45	51	25	22
福岡縣	2,527,119	60,582	4,452	81,614	10,277	184	164	228	190	163
佐賀縣	691,565	23,518	1,043	10,333	1,890	51	64	54	24	30
長崎縣	1,233,362	21,728	1,766	27,623	3,017	90	59	91	64	47
熊本縣	1,353,993	40,163	1,632	23,317	3,991	99	109	84	77	63
大分縣	945,771	26,381	1,335	19,802	2,363	69	72	69	46	37
宮崎縣	760,467	18,479	914	11,880	1,590	56	50	47	28	25
鹿児島縣	1,556,690	33,200	2,021	27,658	2,692	114	90	104	48	42
沖縄縣	577,509	4,488	411	2,632	329	42	12	21	6	5
平 均	1,371,277	36,909	1,946	43,051	6,359	100	100	100	100	100

たものである。第三種所得と直接國稅負擔額とは昭和六年度分による事とした。第三種所得は個人所得であるから各地方の居住者の所得を調査するのに必要なる資料である、茲に第三種所得と云ふのは、課稅所得の外に「損失控除額」と「稅法第十五條控除額」と「稅法第十六條控除額」と「稅法第十六條の三控除額」とを加へた總所得である。直接國稅とは所得稅、地租、營業收益稅(營業稅)、資本利子稅、相續稅、鑛業稅及取引所營業稅の八種をさす。以上の五項目にわたり道府縣の經濟力を測定したのであるが、其の特徴を示す爲め算術平均 (Arithmetic average) を百とする指數を基礎として各種の計算を行つた。先づ最大 (Maximum) と最小 (Minimum) とを示し、大なる四分位數 (upper quartile) と小なる四分位數 (Lower quartile) と中位數 (Median) とを加へた。更に地方的不均衡の型を知る爲めに歪度 (Skewness, from quartiles) $\left(\frac{q_3 - q_1}{q_2 + q_1}\right)$ を計算し、地方的不均衡の程度を知る爲めに平均偏倚 (mean deviation) と標準偏倚 (standard deviation) (指數なるが故に coefficient of variation と同じ) とを併せ示したのである。第二表の如くである。

第二表 道府縣の經濟力の不均衡

	最大 Max.	大なる四分位數 Q_3	算術平均 M	中位數 M_i	小なる四分位數 Q_1	最小 Min.	平均偏倚 $\bar{y}$	標準偏倚 σ	歪度 S
人 口	三九三	一一二	一〇〇	八三	五四	三六	四三	四六	+ 0.013
土地賃賃價格	四八七	一一三	一〇〇	八七	五五	三	四三	六	△ 0.103

私有財産	五〇	一一〇	一〇〇	八三	五三	二三	四九	八〇
第三種所得	一、一六六	七六	一〇〇	四六	三〇	六	九四	一七九
直接國稅負擔額	一、二五五	九六	一〇〇	四七	三〇	五	九四	二〇二
								△〇・〇五三
								△〇・三〇四
								△〇・二六

以上の計算により、歪度の最も小なるは人口（+〇・〇三三）にして最も大なるは第三種所得（+〇・三〇四）にして両者が好對照をなしてゐるのを知る事が出来る。更に偏倚を見るに、人口（平均偏倚四三、標準偏倚六四）が其の程度が最も小であつて、土地に關係深き富たる土地賃貸價格（平均偏倚四五、標準偏倚七六）及び私有財産（平均偏倚四九、標準偏倚八〇）は其れより稍々大であつて、其の土地に住む人に關係深き富たる第三種所得（平均偏倚九四、標準偏倚一七九）が最も大である。従つて直接國稅負擔額の偏倚（平均偏倚九四、標準偏倚二〇二）も大となつてゐる。

更に一步進めて此等の經濟力の地方的不均衡が時と共に大となつてゐるか小となつてゐるかを明かにしたい。此等五項目の中で土地賃貸價格と私有財産とは一回限りの調査しか行はれてゐないから之を斷念した。又直接國稅負擔額は、經濟力を反影すると云ふよりも寧ろ經濟力に對し課税したる結果を示すものであり且つ累進稅率を適用してゐる關係もあるから、これ亦省略した。結局、國勢調査人口（大正九年と大正十四年と昭和五年との十月一日現在）と第三種所得*（大正十年と昭和元年と昭和六年と）とを道府縣別に計算した。

* 第三種所得を計算するに當り人口の場合より一年だけ遅れたのは次の二つの理由に基づく。配當金を大正十年より綜合した事が第一理由である。豫算主義を變じて前年の實績を標準とした事が第二の理由である。

第三表 道府縣の人口と所得

府 縣	實 數				指 數 (道府縣平均を100とす)					
	大正九年人口	大正十四年人口	大正十三年第三種所得	昭和元年第三種所得	大正九年人口	大正十四年人口	昭和五年人口	大正十三年第三種所得	昭和元年第三種所得	昭和六年第三種所得
東 京 府	3,699,839	4,485,144	412,707	492,542	309	352	393	744	844	1,108
大阪府	1,587,847	3,059,502	225,097	284,598	216	239	257	405	488	580
北海道	2,359,183	2,498,679	72,532	89,999	198	195	204	132	155	167
府 道 縣	2,301,799	2,454,679	141,888	185,162	193	192	192	256	318	384
青森縣	2,089,762	2,319,494	102,835	111,349	175	181	186	186	192	206
岩手縣	2,188,249	2,301,668	115,159	114,852	183	180	184	208	198	190
宮城縣	1,776,474	1,849,807	78,629	68,235	148	144	140	143	118	76
秋田縣	1,550,387	1,671,217	54,099	58,093	131	133	132	98	100	81
山形縣	1,562,722	1,629,217	61,297	65,944	132	127	126	111	114	57
福島縣	1,541,905	1,617,680	61,437	60,661	130	126	124	111	104	111
茨城縣	1,323,390	1,416,792	78,567	65,069	111	111	118	143	112	147
栃木縣	1,415,582	1,472,193	29,914	31,910	119	116	114	54	55	48
群馬縣	1,287,147	1,403,382	84,955	103,320	108	110	114	154	178	210
新潟縣	1,362,750	1,437,596	39,321	34,778	115	113	110	71	60	40
富山縣	1,350,261	1,409,032	41,662	37,693	114	111	109	76	65	42
石川縣	1,336,155	1,399,257	41,380	37,557	112	110	108	75	65	53
金澤縣	1,319,261	1,394,461	42,772	39,257	111	109	107	78	68	52
福井縣	1,233,233	1,293,086	58,976	59,910	104	102	99	107	103	77
山梨縣	1,217,698	1,238,447	51,058	46,793	103	97	94	93	81	72
長野縣	1,136,182	1,163,945	42,372	41,164	96	91	90	77	71	64
岐阜縣	1,052,610	1,118,858	39,439	37,663	88	89	87	72	65	48
愛知縣	1,070,407	1,132,557	36,034	35,575	90	89	86	65	61	44
三重縣	1,069,270	1,107,692	42,440	37,608	90	83	85	77	65	55
滋賀縣	961,768	1,044,036	32,490	35,521	81	83	83	59	61	48
京都府	1,046,720	1,096,388	34,397	36,865	88	87	83	62	64	53
大阪府	1,046,479	1,090,428	45,426	38,293	88	87	83	82	66	46
奈良縣	1,041,013	1,094,544	57,235	47,969	88	87	83	104	83	72
和歌山縣	968,925	1,027,297	38,482	35,085	81	82	79	70	60	37
鳥取縣	898,537	936,403	33,536	31,134	76	74	72	61	54	32
島根縣	845,540	900,984	29,230	21,303	71	71	71	37	37	27
岡山縣	860,282	915,136	39,105	33,403	72	72	69	71	58	46
広島縣	756,454	812,977	19,119	19,213	64	64	64	35	33	25
山口縣	750,411	787,511	23,155	23,876	63	62	61	42	41	37
徳島縣	724,276	749,243	30,262	29,345	61	59	57	55	51	39
香川縣	651,097	691,094	19,231	20,559	55	55	56	35	35	28
高松縣	747,360	750,854	26,877	24,131	63	59	54	49	42	36
愛媛縣	714,712	722,402	28,243	24,164	60	57	54	51	42	39
高知縣	677,852	700,308	21,542	19,123	57	55	53	39	33	25
徳島縣	670,895	687,478	16,497	17,475	56	54	52	30	30	25
高松縣	670,212	689,814	16,763	14,132	56	54	52	30	24	20
香川縣	651,050	662,412	23,995	22,903	55	52	51	44	39	34
高知縣	673,895	684,831	26,418	23,296	57	54	51	48	38	24
高松縣	583,453	600,675	17,332	17,886	49	48	46	31	31	23
愛媛縣	599,155	597,899	22,713	18,436	50	47	45	41	32	26
高知縣	564,607	583,823	23,096	17,816	47	46	44	42	31	31
高松縣	571,572	557,622	5,463	4,084	48	44	42	10	7	6
香川縣	454,675	472,230	19,737	16,432	38	37	36	36	28	20
平 均	1,190,703	1,275,252	55,233	58,111	100	100	100	100	100	100

人口と所得との地方的不均衡が過去十年間に如何に變化してゐるかを示す爲めに、第三表の指數を基礎として第四表を作製したのである。

第四表 道府縣の人口と富との不均衡

人口	大正九年	大正十四年	昭和五年	第三種所得						
				大正十年	昭和元年	昭和六年	第三種所得	所得	所得	所得
	三〇九	三三三	三九三	七四	八四	一二六	第三種所得	所得	所得	所得
最大 Max.	二五	二三	二二	一〇七	一〇三	七六	第三種所得	所得	所得	所得
大なる四分位數 Q_3	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	第三種所得	所得	所得	所得
算術平均 M	八八	八七	八三	七一	六二	四六	第三種所得	所得	所得	所得
中位數 M_i	六〇	五七	五四	四三	三八	三〇	第三種所得	所得	所得	所得
小なる四分位數 Q_1	三八	三七	三六	一〇	七	六	第三種所得	所得	所得	所得
最小 Min.	三九	四二	四三	六四	七三	九四	第三種所得	所得	所得	所得
平均偏倚 η	五三	五八	六四	一二七	一三七	一七九	第三種所得	所得	所得	所得
標準偏倚 σ	△〇〇八	△〇〇三	△〇〇三	△〇〇八	△〇〇三	△〇〇三	第三種所得	所得	所得	所得
歪度 S							第三種所得	所得	所得	所得

第四表を見るに、人口の歪度がマイナス(△〇〇・〇一八)よりプラス(+〇〇・〇三三)に變りつつあり、第三種所得の歪度がプラス(+〇・一〇八より+〇・三〇四へ)を追々増加しつつあるのを知る事が出来る。更に平均偏倚と標準偏倚とに於ては人口と第三種所得との兩者は共に増加の一途を辿つたのである、特に第三種所得の偏倚(平均偏倚は大正十年一・一七、昭和元年一・三七、昭和六年一・七九)に於ては人口の偏倚(平均偏倚は大正九年三・九、大正十四年四・一、昭和五年四・三)以上に増加の趨勢の顯著なるを見るのである。

道府縣の人口が過去十年間に地方的不均衡を増したる事及び道府縣の所得が其れ以上の速度を以て地方的不均衡を増した事は、かくして數字的に實證せられたのである。

第三 行政區劃の變更

現今我國内地の行政區劃は三府四十三縣一道の四十七に分たれてゐる。これ明治四年十月に三府七十二縣を置き其後に琉球及び北海道を加へたるに始まり、爾來縣は屢々廢置分合あり其の數は増減したが大體に於て變する事が無かつたのである。かくの如く行政區劃は明治中期より今日に至るまで四十七に分れ「面積」には何等變動を見なかつたのであるが、「其の面積の上に住める人口」及び「其の面積の上に住める人口の獲得する所得」には可なりの變動が起つたのである。人口について見れば——昭和五年の國勢調査に於ては——我國の四十七行政區劃の中で三十八が流出超過を示し、六大都市の所在地たる六府縣に福岡縣、北海道、宮崎縣を加へた九のみが流入超過と云ふ有様であつて、以て人口の地方的不均衡を知る事が出来る。更に所得について見るに、平均偏倚によつても標準偏倚によつても地方的不均衡が人口以上に大なる事を知り得るのである。已に人口に地方的不均衡あり、更に所得に其れ以上の地方的不均衡ありとせば、地方財政に不均衡の生じて來るのは當然の結論である。

道府縣の財政の不均衡は種々の方面より之を觀察する事が出来るが、茲には地租附加税と特別

地税と營業收益税附加税と所得税附加税と家屋税との負擔について研究したのである。地租附加税、營業收益税附加税、所得税附加税は本税たる國税一圓に對する課率を示し、特別地税と家屋税とは賃貸價格一圓に對する課率を示したものである。第五表には昭和九年度當初豫算に現はれたる課率の最高と最低と平均とを掲げる事とした。(都市計畫特別税は之を除く)

第五表 道府縣税課率 (單位圓)

	地租附加税	特別地税	營業收益税	所得税附加税	家屋税
最 高	一・三三(沖繩縣)	〇・五四(沖繩縣)	〇・七四(宮城縣)	〇・四〇(宮城縣)	一・八三(鹿児島縣)
最 低	〇・七〇(東京府)	〇・二二(大阪府)	〇・四六(東京府)	〇・三四(千葉縣) 大阪府	〇・〇五(東京府)
平 均	一・三七	〇・三〇	〇・五〇	〇・三七	〇・四三

第五表の中で家屋税の賃貸價格は頗る不正確であるが、其他は全國を通じて同一標準に定まつてゐる。故に第五表に於て平均を中心として最高と最低との間に著しく課率に差異のある事は即ち負擔の不均衡を示すものと云はねばならぬ。

道府縣財政の不均衡を匡正する手段として種々の對策が考へられるが、一は道府縣財政の單位たる道府縣そのものを廢置分合し以て地方財政の間の實力の差異を少なからしめる事であり、他は道府縣其のものには手を觸れずして地方財政の實力の差異を國庫よりの交付金によりて調整せ

んとするのである。前者は行政區劃の變更であつて後者は地方財政調整交付金である。

行政區劃の變更は數年にも唱へられた事があつたが、それは寧ろ經費節減の點に重きを置いてゐたのである。然し茲に行政區劃の變更を云々するのは、行政區劃と經濟力とを一致せしめ以て地方財政の不均衡の調和をはからんとするに存し經費節減は寧ろ副産物に屬するものである。現行の道府縣の區分は四十數年前の制度にかゝり徳川時代の區劃を基礎として之を分合したに止まるから、山河の地勢を重視したる農業中心時代の遺物である。然るに過去四十年間の我經濟界の變遷、特に交通機關の發達は地方の經濟的社會的實力を根本的に變革し、道府縣の區劃をして社會の實情に即せざる形骸と化せしめた。地方財政の不均衡の根本原因は茲に存し行政區劃の變更の必要ある所以である。

國家行政も大體に於て道府縣の區劃を標準としてゐるのであるが、それ／＼の目的に従ひ異つた分類をほどこしてゐる。例へば大藏省主税局が國税に於て七監督局（東京、大阪、札幌、仙臺、名古屋、廣島、熊本）を設け關稅に於て六稅關（横濱、神戸、大阪、長崎、門司、函館）を分てるが如き、遞信省が七遞信局（東京、名古屋、大阪、廣島、熊本、仙臺、札幌）を置けるが如き、更に——少し意味が異ふが——内閣統計局が人口統計を調査するに當り、十一區（北海道、東北區、關東區、北陸區、東山區、東海區、近畿區、中國區、四國區、九州區、沖繩縣）に整理せるが如き之である。地方財政の單位となるべき行政區劃を再建設するに當つても、此等の分類を比較考

察し適當なる財政單位を發見せねばならぬ。茲に注意すべきは行政區劃の變更に當り地方主義 (Regionalism) 地方計畫 (Regional planning) を加味する必要である。從來我國の都市計畫は大都市本位の計畫であつたが其後變更せられて小都市又は町村の立場をも考慮し寧ろ地方計畫の色彩を濃くしてゐるのである。又國家生活の極端なる中央集權化に對し其の對策として種々の方法が考へられてゐるが、地方主義が其最も有力なるものとせられてゐる。行政區劃を定むるに當つては各地方の社會的狀勢及び經濟的實力と調和して之を定むる必要がある。地方主義又は地方計畫は歐米諸國に於ては相當研究せられてゐるのであるが、之を日本化して我國に適切なるものとする爲めには幾多の基本的調査を必要とする事は云ふまでもない。

地方財政の不均衡を救済する根本策は地方財政の單位たる行政區劃を變更する事に存するのであるが、實際問題となると種々の障害が生じてくる。

第一に各地方はそれ／＼歴史と傳統とを有してゐるから、これが廢置分合は住民の反對をまねく虞がある。然し市町村の如き下級團體の場合と道府縣の場合とは難易の差が存する。加ふるに社會生活が動的となり、選舉制度に於ても地方代表より職能代表に移らんとする傾向が生じてゐる程であるから、過去の行政區劃に對する執着は薄らいでゐるものと見る事が出来る。

第二に行政區劃の變更は必ずしも經費の節減を齎らすものでなく、往々にして經費を膨脹せしめると云ふのである。工場經營の規模に合理點 (Optimal point) が存し其點以下の小經營が不合理

なると共に其點以上の大經營も不合理となるが如く、行政區劃に於ても同じ事が云へるのであつて、府縣の數を少くさへすれば財政が合理的に行はれるものと限らない。故に道府縣の廢置分合にあたつてもその合理點を捕ふるに努めねばならない。尙本問題は地方財政の不均衡の匡正を目標とし經費の節減は副産物に過ぎないから敢て此の點に拘泥する必要はない。

第三に行政區劃の變更が適當に行はれるものとしても、その結果租税の負擔の輕減せらるゝ地方は満足するが、租税の負擔の重くなる地方は反對する事である。この現象は三部制撤廢、接續町村併合の際に起る現象であつて、實際問題としては輕視する事が出来ない。

以上三つの障害がある爲めに行政區劃の變更は種々難關に遭遇するのである。茲に易きにつく道として考へられたのが地方財政調整交付金である。

第四 地方財政調整交付金

行政區劃の變更の困難なる當面の事情は租税負擔の重さに於て變動の生ずる事である。行政區劃の變更を行ふにしても、あらかじめ全國の地方税負擔を平準化し然る後に行政區劃を變更する方が事を圓滑に運ぶのである。更に行政區劃の變更を斷念するのであれば、それより生ずる地方財政の不均衡を匡正する爲めには適當なる對策を必要とするのである。第一の目的の爲めには臨時的に地方財政調整交付金を設くべく、第二の場合には恒久的に地方財政調整交付金を制定せね

ばならない。何れにしても地方財政調整交付金の問題が起るのである。

地方財政調整交付金として最初に考へられたのは六千萬圓程度のものではあつたが、徐々に小さくなつて只今では三千万圓程度でも差支へないと云はれてゐる。然し一度この制度を實施すれば年々その額を増加して行く事は、義務教育費國庫負擔金の實例について見るも容易に理解する事が出来るのである。

義務教育費國庫負擔金は八千五百萬圓に上り、時局匡救豫算が之に加はり昭和九年度は九千七百萬圓であつたが昭和十年度からは九千四百萬圓となる豫定である。その本來の目的とする處の尋常小學校教員の俸給が一億五千萬圓臺であるから約三分の二を國庫より地方に補助してゐる譯である。教員俸給の全額を國庫が負擔すべしと云ふ論者の立場から云へば食ひ足らない處があるかも知れぬが、數年の間に急激の進歩を遂げたと云はねばならない。義務教育費國庫負擔金は實質に於て財政調整交付金の色彩を多分に有してゐる。貧弱町村が尋常小學校教員の俸給の殆んど全額を受けてゐるのに對し普通市が極めて僅少なる部分を受けてゐるが如き其の證據である。

國家より地方團體に補助してゐるものは頗る巨額に上り整理を必要としてゐる。而して地方補助金の最も大なるものは義務教育費國庫負擔金九千四百萬圓であつて、其の實質は一種の地方財政調整交付金である。九千四百萬圓の實際上の地方財政調整交付金が存在してゐる際に更に三千万圓程度の名實具つた地方財政調整交付金を與へんとする點に、實際問題の解決の困難が存して

る。

地方財政調整交付金を主義として排斥する論者があるが、彼等は義務教育費國庫負擔金が實質上に於て地方財政調整交付金たる事を忘れたものであつて、若し論旨を徹底するならば義務教育費國庫負擔金の分配標準の變更を主張すべきである。同時に名實具はれる地方財政調整交付金を制定し徐々に之を擴張して行くのであれば其の實效を収める事が出来るのであるが、若し三千萬圓程度で満足するのであれば九千四百萬圓の義務教育費國庫負擔金に比し地方財政調整の作用が少いのである。いづれにしても義務教育費國庫負擔金と地方財政調整交付金とは大體に於て其性質を一にしてゐるのであるから、離れ離れに考へるよりも一つのまとまつた物として之を取扱ふ必要である。即ち地方財政調整交付金の總金額を定めるに當つても、更に其分配標準を定めるに當つても、片方に同様の性質を有する義務教育費國庫負擔金のある事を考へそれと歩調を共にするようにせねばならぬ。地方財政調整交付金の恒久財源を發見するに苦しみ補助金の整理に之を求めんとする人があるが、若しその方針で進むのであれば何より先に義務教育費國庫負擔金を如何に取扱ふかを考へねばならぬ。

地方財政調整交付金の制度に關連して分擔金の制度を併用すべしと極論する人がある。或る府縣に於ては軍需品景氣により國税に自然增收が生じ、従つて其の道府縣は勞せずして莫大の國税附加稅收入を受け其の用途を發見するに苦しむと云ふのである。故に、地方財政の不均衡を調整

するには、國庫より交付金を道府縣に與ふるのみにては不充分にして更に或る道府縣よりは逆に國庫へ分擔金を納めしむべしと云ふのである。我國の地方財政と國家財政との關係は原則として國家財政より地方財政に補助する形式をとつてゐるのであつて、此の意味に於ては地方財政調整交付金も此の原則の例外をなしてゐるのではない。然らば今逆に地方財政より國家財政へ分擔金を出すとなると、財政の立場が全く異つてくるのである。更に技術論として分擔金の程度を如何に定めるかには難問が伴ふのである。要するに貧弱地方には交付金を與へると共に富裕地方よりは分擔金を取上げ二筋道で行くのは一つの考へ方であるが、之を制度として實施するとなると種々の不都合を生ずるのである。

以上、地方財政調整交付金を其他の補助金特に義務教育費國庫負擔金との關係に於て觀察し、更に分擔金との關係に於て研究したのであつた。分擔金と云ひ地方財政調整交付金と云ひ、根本は地方財政の不均衡より生ずる不都合を匡正せんとするのに外ならないから、此の禍根を絶たざる限りは必要的手段としても之を認めざるを得ないのである。

第五 結 論

上述の如く、地方財政調整交付金は地方財政の不均衡を匡正する手段として意味を有し、行政區劃の根本的改革をなさざる限りは長く必要たるべく、行政區劃の根本的變革をなすとしても其

の過渡的手段として必要なるものである。而して地方財政の不均衡なるものは淵源する所遠く、人口及び富の地方的不均衡の増大を無視して四十年來の道府縣制度を金科玉條として墨守する所に原因を發してゐるのである。人口五百四十萬の東京府も七十萬の鳥取縣も同じく地方財政の一單位であり、第三種所得四億七千八百萬圓の東京府も二百萬圓の沖繩縣も同様に地方財政の單位たる所に禍が存してゐる。従つて、一時的には地方的財政調整交付金で急場を凌ぐより仕方がないが、局面打開の爲めには永遠の對策を樹立する必要がある。然らずんば、三千萬圓で出發した地方財政調整交付金が暫らくにして五千萬圓に増し更に一億圓を突破し我が國家財政を苦しめる事は想像に難くない。

本論文は道府縣財政の不均衡を中心に研究を進めたが、寧ろ重心は市町村財政に存してゐる。一萬二千の市町村の經濟力及び財政の研究は一個人の企て及ぶ所でなく内閣審議會の如き有力なる機關の手を借らねばならぬ。滿洲國の財政部と民政部とは國家財政及び地方財政の根本的方針を確立する爲めに各地方にわたり相當に徹底した調査を行つたと傳へられてゐる。我國の地方財政の不均衡が日に甚しき今日に於て、其の對策を樹つるには須く根本的でなければならぬ。

現今、地方財政の中心題目は地方財政調整交付金の是非如何として提出せられてゐるが、寧ろ問題を擴張して地方財政の不均衡に對する對策如何として提出し、地方財政調整交付金は其の對策の中の有力なる一案として之を考究するのが妥當であると思ふ。